第二条の表中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$714.552Dw^{-0.039}$以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$752.16Dw^{-0.381}$（$1-0.05\frac{Dw-250}{750}$）以下であること。
	Dwが二百五十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$162.298Gt^{-0.221}$以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$170.84Gt^{-0.214}$（$1-0.05\frac{Gt-25000}{60000}$）以下であること。
	Gtが二万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

第二条の表備考を次のように改める。

備考　Dwは載貨重量トン数

Gtは、総トン数

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）であって、平成三十一年八月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第二百九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年八月二十八日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

(イ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党群馬県衆議院比例区第一支部	尾身　朝子	新井　豊吉	群馬県前橋市総社町二―三―一	衆議院議員	○	二七、六、二四
日本を元気にする会参議院比例あぐれっ支部	山田　太郎	坂井　崇俊	東京都大田区千鳥一―一五―一	参議院議員	○	二七、四、二〇
民主党参議院比例区第4総支部	川合　孝典	森田　了介	東京都千代田区九段南四―八―一六	参議院議員	○	二七、六、一二
民主党参議院比例区第11総支部	森屋　隆	佐藤　繁則	東京都港区高輪四―三―五	参議院議員	○	二七、五、八
民主党参議院比例区第17総支部	藤川　慎一	河野　哲也	東京都港区芝二―二―一〇	参議院議員	○	二七、六、一六
民主党参議院比例区第18総支部	濱口　誠	鳴釜　芳明	愛知県豊田市丸山町一―一〇	参議院議員	○	二七、五、二八

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
友洋会	吉村　洋文	辻　康裕	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員	吉村　洋文、衆議院議員	二七、六、八

(ロ)　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
木村太郎東京後援会	元谷外志雄	佐々木俊一	東京都中央区銀座七―四―一二	木村　太郎、衆議院議員	二七、六、一

(ハ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
火神会	山下ブライアン	高鹿　浩一	千葉県松戸市岩瀬六二五	二七、三、一一
唐木徳子九州地方本部後援会	地福　勤	三宅　啓喜	熊本県熊本市中央区水道町三―三七	二七、六、一九